強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち 産地基幹施設等支援タイプの配分基準について

30食産第5394号30生産第2219号30政統第2192号

平成31年4月1日 農林水産省食料産業局長 農林水產省生產局長 農林水產省政策統括官

改正 令和2年4月1日 元食産第5869号 改正 令和2年4月1日 元生産第2131号 改正 令和2年4月1日 元政統第2107号 改正 令和2年6月19日 2食産第1387号 改正 令和2年6月19日 2生産第538号 改正 令和2年6月19日 2政統第615号 最終改正 令和3年4月1日 2食産第6845号 最終改正 令和3年4月1日 2生産第2292号 最終改正 令和3年4月1日 2政統第2690号

強い農業・担い手づくり総合支援交付金については、強い農業・ 担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生 産第2218号農林水産事務次官依命通知)が定められたところである が、このうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について、別紙 のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの 配分基準

強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ(以下「産地基幹施 設等支援タイプ」という。)の配分基準については、以下のとおりとする。

ただし、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第3の1のただし書に基づく緊急の事業については、要綱別表1のIのメニューの欄に定める取組と別に配分額を決定するものとし、その配分基準は、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長及び農林水産省政策統括官(以下「生産局長等」という。)が別に定めるところによるものとする。

第1 都道府県配分額の算定

次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から要綱別表1のIのメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する継続要望額(要綱の別紙様式1号の都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。」)の1の(3)継続事業の負担区分の交付金の額に本基準第2及び第3に定めるところにより評価結果及び前々年度不用額を反映した額をいう。)に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

なお、強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「強い農業づくり交付金要綱」という。)に基づき平成30年度までに実施した事業のうち、同要綱第4の2に基づく成果目標の妥当性等の協議の際に、事業実施期間が平成31年度以降に及ぶ継続事業として都道府県計画の協議が行われたものについても、産地基幹施設等支援タイプの継続事業と同様の配分を行うものとする。

- 2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分
- (1) 予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、以下の方法により配分額を算定することとする。
 - ア 優先枠の取組に対するポイントの加算 次の(ア)から(エ)までの取組について、優先枠の範囲内で別表6に定めるポイントを加算できるものとする。
 - (ア) 産地収益力の強化のうちスマート農業実践施設の整備の取組
 - (イ) 産地収益力の強化のうち中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組
 - (ウ) 重点政策推進の取組(産地収益力の強化のうち水田農業の高収益化に向けた体制整備の取組、農福連携の取組、有機農業の取組、土づくりの取組(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)をいう。)
 - (エ)産地合理化の促進のうち穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用及び食肉等流通体制整備の取組なお、(イ)の取組にあっては、地域別農業振興計画(中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2276号農林水産事務次官依命通知)等に基づく地域別農業振興計画をいう。)に基づき行われることが確実と見込まれる事業実施計画を優先して加算の対象とするものとし、その合計が優先枠の範囲に満たない場合には、上記以外の事業実施計画にも加算できるものとする。
 - イ 配分対象となる事業実施計画の特定
 - 優先枠の対象となる事業実施計画及びそれ以外の事業実施計画について、別表1-1-①から別表6までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイ

ントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するとともに、各優先枠に係る交付金額を示すものとする。

ウ 高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち、周年・計画生産の技術が既に普及している品目の施設に係る事業実施計画の特定

高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設のうち、完全人工光型の施設に係るスプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目の新技術については、同一の新技術の導入地区数は、平成29年度以降の累計で3地区を上限とし、当年度に提出された事業実施計画において同一の新技術の導入を計画する地区の数(以下「新規導入計画地区数」という。)と、当該技術を前年度までに導入した地区の数(以下「導入済み地区数」)の合計がこの上限を超える場合には、交付金の配分対象となる事業実施計画に係る新規導入計画地区数と導入済み地区数との累計が上限に達するまで、ポイントが上位の事業実施計画から順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に 交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。

- (2) 事業実施計画1つ当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。
 - ア スマート農業実践施設の整備の取組及び高度環境制御栽培施設の整備の取組にあって は、1年度当たり10億円
 - イ 農畜産物輸出に向けた体制整備の産地食肉センターの取組にあっては、1年度当たり 25 億円
 - ウ 労働生産性の大幅な向上等に資する革新的技術を用いる取組であり、かつ、都道府県内の整備施設と比較して平均より2倍以上の処理能力を有する耕種作物産地基幹施設整備にあっては、1年度当たり25億円
 - エ ア、イ及びウに掲げる取組以外のものにあっては、1年度当たり20億円
 - オ ア、イ、ウ及びエにかかわらず、要綱別表1のIの事業実施主体の欄の1の(10)に 掲げる中間事業者及び同(11)に掲げる流通業者が要望できる事業実施計画1つ当たり の額にあっては、それぞれ次のとおりとする。
 - (ア)中間事業者 5億円
 - (イ) 流通業者 2.5 億円
- (3) (1) により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合に は、当該配分可能額を当該事業実施計画に記載されている事業実施地区の所在する都道府 県に配分する。

なお、当該配分可能額に関して同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合に は、以下のとおり配分するものとする。

- ア 要綱第2に定める支援タイプのうち1の(2)食品流通の合理化に資する事業実施計 画がある場合は、当該事業実施計画については、要望額に相当する額を配分する。
- イ アにより配分した結果、更に配分可能額がある場合には、事業実施計画に都道府県が 付与した優先順位の高い順(都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、要望額の小 さい順)に並べ、アの事業実施計画を除いた事業実施計画の要望額の割合に対し、8割 を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。
- (4) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等(北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。)が認める場合は、この限り

第2 評価結果の都道府県加算ポイントへの反映

交付金の配分における要綱第8の5に基づく評価結果の反映は、次によるものとする。 ただし、要綱第3の1のただし書による緊急対策に係る要綱第8の5に基づく評価結果に ついては、本項を適用しない。

1 評価結果の反映は、要綱第8の5に基づき取りまとめた評価結果における都道府県別の成果目標の達成率の過去5か年の平均値(当該達成率が要綱別表1のIのメニューの欄の1及び2のメニューにわたる場合にあっては、各メニューの事業実績に応じて加重平均した値とし、過去5か年のうち3年間は事業実績があるものとする。以下「達成度」という。)に基づき行うものとする。

この場合において、都道府県別の成果目標の達成度は、都道府県計画の成果目標ごとの達成率に基づき 100%以内で算定するものとする。

なお、評価結果の反映にあたっては、強い農業づくり交付金要綱に基づき実施した事業の 評価結果についても、同様の取り扱いを行うものとする。

2 評価結果を反映したポイントは、都道府県計画の1 (1)総括表の負担区分の交付金として記載した額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントとする。

達成度	ポイント
95%以上	+1ポイント
80%以上 95%未満	0ポイント
40%以上80%未満	-1ポイント
40%未満	-2ポイント

第3 前々年度不用額の都道府県加算ポイントへの反映

1 都道府県加算ポイントに、次に定めるところにより、前々年度の都道府県における交付金 の不用額を反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいい、強い農業づくり交付金要綱に基づき実施した事業における交付金の不用額についても、同様の取り扱いを行うものとする

ただし、要綱第3の1のただし書による緊急対策における交付金の不用額は、反映しない こととする。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント
5 %未満	0 ポイント
5%以上10%未満	-1ポイント
10%以上	-2ポイント

(注)前々年度都道府県別不用額率=前々年度不用額/前々年度割当額×100

2 3者以上の業者から見積りを徴取して都道府県に提出し、都道府県計画の負担区分に反映させた事業実施計画については、1の規定を適用しないこととする。

第4 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の 観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとす る。

附則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、「強い農業づくり交付金の配分基準について」(平成17年4月1日付け16生産第8451号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知)は廃止する。
- 3 附則2による廃止前の「強い農業づくり交付金の配分基準について」(他の事業で準用される場合を含む。)に基づき、平成30年度までに実施した事業又は平成31年度(西暦2019年度)以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この通知は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

別表1-1-① (産地収益力の強化に向けた総合的推進)

各メニューの産地基幹施設等(以下「施設等」という。)の整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表 1-2-1のとおりとする。

メニュー	産地基幹施設等						類	別					
	育苗施設	A2	АЗ	A4	A5	A6	A7						
	乾燥調製施設	A1	АЗ	A4	A5	A6	A7	A8					
土地利用型作物(稲(新規需要米を	穀類乾燥調製貯蔵施設	A1	А3	A4	A5	A6	A7	A8					
除く。))	農産物処理加工施設	A1	А3	A4	A5	A6	A7	A8					
	集出荷貯蔵施設	A1	А3	A4	A5	A6	A7	A8					
	産地管理施設	A1	А3	A4	A5	A6	A7	A8					
	育苗施設	A9	A10	A11									
	乾燥調製施設	А9	A10	A11	A13								
土地利用型作物(新規需要米) ※新規需要米とは、輸出用米、米粉	穀類乾燥調製貯蔵施設	А9	A10	A11	A13								
用米及び飼料用米をいう。以下同 じ。	農産物処理加工施設	А9	A10	A12	A13								
	集出荷貯蔵施設	A9	A10	A11	A13								
	産地管理施設	A9	A10	A13									
	乾燥調製施設	В1	B2	В3	В4	В5	В6	В7					
	穀類乾燥調製貯蔵施設	В1	B2	В3	В4	В5	В6	В7					
	農産物処理加工施設	В1	B2	В3	В4	В5	В6	В7					
	集出荷貯蔵施設	В1	B2	В3	В4	В5	В6	В7					
	産地管理施設	B1	B2	В3	B4	В5	В6	В7					
	耕種作物小規模土地基盤整備	C4	С5										
	乾燥調製施設	C1	C2	С3	C4	C5	С6						
土地利用型作物(豆類)	穀類乾燥調製貯蔵施設	C1	C2	С3	C4	С5	С6						
	農産物処理加工施設	C1	C2	С3	C4	С6	C7						
	集出荷貯蔵施設	C1	C2	СЗ	C4	C5	C6						
	産地管理施設	C1	C2	СЗ	C4	C5	С6						
	乾燥調製施設	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7					
土地利用型作物(土地利用型作物の 種子)	穀類乾燥調製貯蔵施設	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7					
	種子種苗生産関連施設	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7					
	耕種作物小規模土地基盤整備	E1	E2	ЕЗ	E4	E5	E6						
	育苗施設	E1	E2	Е3	E4	E5	E6	E11	E12	E13			
	産地管理施設	E1	E2	ЕЗ	E4	E6	E7	E8	E9	E10	E13		
	農産物処理加工施設	E1	E2	ЕЗ	E4	E5	E7	E8	E9	E10	E11	E12	E13
畑作物・地域特産物(いも類)	集出荷貯蔵施設	E1	E2	E4	E5	E7	E8	Е9	E10	E11	E12	E13	
	農作物被害防止施設	E1	E2	E6	E7	E8	Е9	E10	E13				
	種子種苗生産関連施設	E1	E2	ЕЗ	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11	E12
	生産技術高度化施設	E1	E2	ЕЗ	E4	E5	E6						

メニュー	産地基幹施設等						類	別					
	有機物処理・利用施設	E1	E4	E6									
	耕種作物小規模土地基盤整備	E6	E14	E17	E18								
	育苗施設	Е6	E11	E12	E14	E17	E18						
	農産物処理加工施設	E1	E2	E4	E15	E16	E17	E18					
畑作物・地域特産物(甘味資源作	集出荷貯蔵施設(てん菜に限る)	E1	E2	E4	E15	E16	E17						
物)	農作物被害防止施設	E1	E2	E4	Е6	E7	E8	Е9	E10	E14	E17	E18	
	種子種苗生産関連施設	E6	E11	E12	E14	E15							
	生産技術高度化施設	Е6	E17	E18									
	有機物処理・利用施設	E1	E2	E4	E6	E17	E18	E19					
	耕種作物小規模土地基盤整備	F1	F4	F10	F15								
	農産物処理加工施設のうち荒茶加工 機	F1	F3	F5	F9	F10	F11	F12	F13	F15			
	農産物処理加工施設のうち仕上茶加 工機	F1	F5	F6	F9	F10	F11	F12	F13	F15			
畑作物・地域特産物(茶)	集出荷貯蔵施設	F2	F5	F7	F8	F11	F12	F13					
	産地管理施設	F1	F4	F11									
	生産技術高度化施設のうち栽培管理 支援施設	F1	F4	F11									
	農作物被害防止施設のうち防霜施 設、病害虫防除施設	F1	F4	F14									
	育苗施設	G1	G2	G3	G4	G5							
	乾燥調製施設	G1	G2	G3	G4	G5							
畑作物・地域特産物	農産物処理加工施設	G1	G2	G3	G4	G5							
(いぐさ・畳表)	集出荷貯蔵施設	G2	G3	G4	G5								
	産地管理施設	G1	G2	G4	G5								
	生産技術高度化施設	G1	G2	G3	G4	G5							
	耕種作物小規模土地基盤整備	G6	G7	G8	G10	G13							
	育苗施設	G6	G7	G8	G10	G12							
	乾燥調製施設	G6	G7	G8	G11	G12							
畑作物・地域特産物(その他)	農産物処理加工施設	G6	G7	G8	G10	G11	G15	G16					
	集出荷貯蔵施設	G6	G7	G8	G10	G12							
	産地管理施設	G6	G7	G10	G11	G12	G13						
	生産技術高度化施設	G6	G8	G9	G10	G11	G13	G14					
	耕種作物小規模土地基盤整備	Н1	Н2	НЗ	H4	Н5	Н6	Н7	Н8	Н9			
	育苗施設	H1	Н2	НЗ	H4	Н5	Н6	Н7	Н8	Н9			
	農産物処理加工施設	H1	Н2	НЗ	H4	Н5	Н6	Н7	Н8	Н9			
	集出荷貯蔵施設	H1	Н2	НЗ	Н5	Н6	Н7	Н8	Н9	H11	EG2	EG3	
	産地管理施設	H1	Н2	НЗ	H4	Н5	Н7	Н9	H10				
果樹(注) 1	農作物被害防止施設	H1	Н2	Н7	Н9	H10							
	生産技術高度化施設	Н1	Н2	НЗ	H4	Н5	Н6	Н7	Н8	Н9	H11	EG1	

メニュー	産地基幹施設等						類	別					
	種子種苗生産関連施設	Н1	Н2	НЗ	H4	Н5	Н6	Н7	Н8	Н9			
	有機物処理・利用施設	Н1	Н2	H4	Н5	Н6	Н7						
	農業廃棄物処理施設整備	Н5	Н6										
	耕種作物小規模土地基盤整備	I1	I2										
	育苗施設	I1	I2	13	14	15	16	17	18				
	農産物処理加工施設	13	I4	I5	16	17	I8						
	集出荷貯蔵施設	I1	13	14	I5	16	17	18	I10	EG2	EG3		
野菜(注) 1	産地管理施設	I1	12	13	I5	16	18	19					
野米(仕)1	農作物被害防止施設	I1	I5	16	19								
	生産技術高度化施設	I1	12	13	14	I5	16	17	18	I10	EG1		
	種子種苗生産関連施設	Ι1	I2	13	I4	I5	16	17	18	19			
	有機物処理・利用施設	Ι1	I2	13	I4	I5	16						
	農業廃棄物処理施設整備	13	Ι4										
	耕種作物小規模土地基盤整備	Ј1	Ј2	Ј3	Ј5	Ј7							
	育苗施設	Ј1	Ј2	Ј3	Ј5	Ј6	Ј7						
	農産物処理加工施設	Ј1	Ј3	Ј5	Ј6	Ј7							
	集出荷貯蔵施設	Ј1	Ј3	Ј4	Ј5	Ј6	Ј7	Ј9					
	産地管理施設	Ј1	Ј2	Ј3	Ј5	Ј6	Ј7	Ј8					
花き	用土等供給施設	Ј2	Ј3	Ј5	Ј6	Ј7							
	農作物被害防止施設	Ј1	Ј2	Ј5	Ј6	Ј7	Ј8						
	生産技術高度化施設	Ј1	Ј2	Ј3	Ј5	Ј6	Ј7	Ј8	Ј9	EG1			
	種子種苗生産関連施設	Ј1	Ј2	Ј3	Ј5	Ј6	Ј7	Ј8	Ј9				
	有機物処理・利用施設	Ј1	Ј2	Ј3	Ј5	Ј6	Ј9						
	農業廃棄物処理施設整備	Ј1	Ј2	Ј3	Ј5	Ј6	Ј7						
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	К1	К5	К6	К7	K8	К9	K10	K11	K12	K13		
	浄化処理施設	K14	K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22			
畜産周辺環境影響低減 (注) 2	n¼ 亡 ¼-=n.	К2	K5	К6	К7	K8	К9	K10	K11	K12	K13		
	脱臭施設	K14	K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22			
	畜産物処理加工施設	К3	K4	К6	К7	K8	К9	K16	K17	K18	K19	K21	K22
畜産生産基盤育成強化(注) 3		К5	К6	К7	K8	К9	K10	K11	K12	K13	K14		
	家畜飼養管理施設	K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22				

メニュー	産地基幹施設等						類	別				
	家畜改良増殖関連施設 (牛)	К5	К6	K23								
亭 孝元·卢···································	家畜改良増殖関連施設(豚肉)	К5	K24									
家畜改良増殖(注)4	家畜改良増殖関連施設(鶏肉及び鶏 卵)	К5	K25	K26								
	家畜改良増殖関連施設(馬及び特用 家畜)	К5	K27	K28	K29							
	飼料作物作付条件整備	L1	L2	L3	L4	L5						
飼料増産	放牧利用条件整備	L1	L2	L3	L4	L5						
以下上自 <u>年</u>	水田飼料作物作付条件整備	L1	L2	L3	L4	L5						
	自給飼料関連施設	L1	L2	L3	L4	L5						
飼料増産(地域未利用資源の飼料利 用)	自給飼料関連施設	L2	L5	L6								
	産食肉センター	M1	M2	М3	M4	M5						
食肉等流通体制整備	家畜市場	M6	М7	M8								
及內守机地學問證開	食鳥処理施設	M9	M10									
	鶏卵処理施設	M11	M12	M13								
	耕種作物小規模土地基盤整備	N1	N2									
	育苗施設	N1	N2									
	乾燥調製施設	N1	N2									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	N1	N2									
	農産物処理加工施設	N1	N2									
国産原材料サプライチェーン構築	集出荷貯蔵施設	N1	N2									
(注) 5、10	産地管理施設	N1	N2									
	農作物被害防止施設	N1	N2									
	生産技術高度化施設	N1	N2									
	種子種苗生産関連施設	N1	N2									
	畜産物処理加工施設	N1	N2									
	家畜飼養管理施設	N1	N2									
農畜産物輸出に向けた体制整備	耕種作物産地基幹施設整備	N3	N4									
(注) 6	畜産物産地基幹施設整備	N5	N6									
	生産技術高度化施設	01	02	03								
スマート農業実践施設の整備	家畜飼養管理施設	K5	К7	K8	К6	К9	K10	K11	K12	K13		
	◇田叫食旨任肥収	K14	K15	K16	K17	K18	K19	K20	K21	K22		
	耕種作物小規模土地基盤整備	P1	P2	P5								
	育苗施設	P2	РЗ									
	用土等供給施設	P1	P2	P5								
地球温暖化対策・環境保全型農業 (注) 7	農作物被害防止施設	P2	РЗ									
	種子種苗生産関連施設	P2	РЗ									
	有機物処理・利用施設(地域資源肥 料化処理施設を除く。)	P1	P2	P5	Р6							

メニュー	産地基幹施設等	類別										
	有機物処理・利用施設のうち地域資 源肥料化処理施設	P1	P2	P4								
環境保全(小規模公害防除)	耕種作物小規模土地基盤整備	P7	P8									
環境保全(農業廃棄物の再生処理)	農業廃棄物処理施設整備	Р9	P10									
環境保全(地域資源を活用した生産	油糧作物処理加工施設	P11	P12	P13								
資材の確保)	バイオディーゼル燃料製造供給施設	P11	P12	P13								
	種子種苗生産関連施設	Р3	Q1									
	育苗施設	Р3	Q1									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	Р3	Q1									
	農産物処理加工施設	Р3	Q1									
	集出荷貯蔵施設	Р3	Q1									
有機農業(注)8	産地管理施設	Р3	Q1	Q3								
	用土等供給施設	P1	РЗ	Q3								
	農業廃棄物処理施設	P1	РЗ	Q3								
	生産技術高度化施設	P1	РЗ	Q1	Q2							
	有機物処理・利用施設(地域資源肥料化処理施設を除く。)	P1	РЗ	Q3								
	有機物処理・利用施設のうち地域資 源肥料化処理施設	Q1	Q2									
	有機物処理・利用施設	P1	P5	Q4								
	用土等供給施設(土壌機能増進資材 製造施設)	P1	P5	Q4								
づくり)(注) 9	産地管理施設	P1	P5	Q4								
	耕種作物小規模土地基盤整備(土壌 土層改良)	P1	P5	Q4								
土づくり (被災農地の地力回復)	耕種作物小規模土地基盤整備 (土壌 土層改良)	Q5	Q6	Q7								
畜産副産物の肥飼料利用	畜産副産物肥飼料利用施設	R1	R2									

- (注) 1: 青果物広域流通システム構築を行う場合はEG2を必須とし、当該施設で取り扱う作物(野菜及び果樹)の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。
 - 2: 畜産周辺環境影響低減の取組を行う場合は、以下のとおりとする。
 - (1)浄化処理施設を整備する場合は、K1を必須とし、当該施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。 (2)脱臭施設を整備する場合は、K2を必須とし、当該施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
 - 3: 畜産生産基盤育成強化の取組で家畜飼養管理施設を整備する場合は、当該施設において飼養する畜種に応じた成果目標を選択すること。
 - 4:家畜改良増殖の取組のうち牛の家畜改良増殖関連施設を整備する場合は、当該施設で乳牛を取り扱う場合は、K5、K6から1つ又は2つ、当該施設で肉用牛を取り扱う場合は、K5、K23から1つ又は2つの成果目標を立てること。
 - 5:国産原材料サプライチェーン構築の取組を行う場合はN1又はN2を必須とし、当該施設で取り扱う作物等(米、野菜、果樹、麦類、豆類、地域特産物及び畜産物)の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。
 - 6: 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組を行う場合は、N3、N4、N5及びN6の中から一つを必須とし、対応するメニュー(土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き及び食肉等流通体制整備)及び整備する施設(食肉等流通体制整備の家畜市場を除く。)に対応した成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。
 - 7:環境保全の取組のうち地球温暖化対策・環境保全型農業で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、P4を必須とし、P1又はP2の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
 - 8:有機農業の取組で産地管理施設、用土等供給施設、農業廃棄物処理施設、生産技術高度化施設及び有機物処理・利用施設(地域資源肥料化処理施設を除く。)を整備する場合は、Q1を必須とし、産地管理施設においてはP3及びQ3、用土等供給施設・農業廃棄物処理施設・有機物処理・利用施設(地域資源肥料化処理施設を除く。)においてはP1、P3及びQ3、生産技術高度化施設においてはP1、P3、Q2及びQ3の中からそれぞれ1つ、合計2つの成果目標を立てること。
 - 9:土づくり(科学的データに基づく土づくり)に取組む場合にあっては、Q4を必須とし、P1又はP5から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
 - 10:生産事業モデル支援タイプにあっては、別記1のⅡのⅡ-1の第1の13の「生産者、中間事業者及び食品事業者が一体」を「生産者及び民間事業者(別記3に定めるもの。)」とみなすことができる。

別表1-2-① (産地収益力の強化に向けた総合的推進)

同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値ポイントに対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。 また、複数の作物(メニュー)に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な2つの作物(メニュー)の達成すべき成果目標を1つずつ選択するものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
共通		※新規作物を対象とした施設等の整備を行う場合は、各都道府県1事業実施で代替できるものとする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「位置付けられている、又は位置付けられることが確実であること
	A 1	・小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用 等米の契約栽培の取組(出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。)について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組(出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。)について、その取扱量の割合が10.0%以上。 40.0%以上・・・・・・5ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	A 2	・10a当たり物財費を1%以上削減。 8%以上・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・8ポイント 4%以上・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の10a当たり物財費について 全国平均値より15%以上下回る場合・・・5ポイント 全国平均値より10%以上下回る場合・・・4ポイント 全国平均値より5%以上下回る場合・・・3ポイント
	A 3	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。(ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする) 25ポイント以上・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が作付面積全体に占める割合に対して5.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 29.8%以上・・・・・・・・4ポイント 21.5%以上・・・・・・・3ポイント 13.3%以上・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・1ポイント
土地利用型作物	A 4	・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて6ポイント以上改善。 10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業実施地区における1等比率の直近7中5年平均が40%以上。 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(稲(新規需要米を除く。))	A 5	・事業実施地区における下位等級指数(1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を10%以上削減。 事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・・2ポイント *一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、A4の成果目標を選択することはできない。	・事業実施地区における1等比率の直近7中5年平均が40%以上。 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	A 6	・事業実施地区における高温耐性品種※(複数品種がある場合はその合計) の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区における高温耐性品種(複数品種がある場合はその合計)の作付割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	A 7	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種(栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	A 8	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密播育苗の導入面積の割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	A 9	・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。8.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
	A 10	25ポイント以上・・・・・・・・・・・・2ポイント 20ポイント以上・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種 (※)の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	A 11	 ・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の水稲について 60kg当たり物財費が全国平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	A 12	・地場製粉等の加工(事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと)により新規需要米の販売単価(新規需要米の単位重量当たりに換算)が50%以上増加。 150%以上・・・・・・10ポイント125%以上・・・・・・8ポイント100%以上・・・・・6ポイント75%以上・・・・・・・4ポイント50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について 前年から増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	A 13	 ・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稲全体の平年単収に対して105%以上。 125%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の事業実施地区における新規需要米の生産が多収性の品種(※)によって行われている割合が20%以上。 100%・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	В 1	数量又は、は種前契約に係る作付面積の割合が事業実施前年度に比べて 5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近年の実需者等とのは種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積について、直近5年前(5年遡る事が困難な場合は直近3年前)と比較した増加割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	В 2	・事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作麦及び2年3作麦の作付面積の割合が7ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近年の事業実施地区における麦の作付面積のうち二毛作麦及び2年3作 麦の割合が20%以上。 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	В 3	・国内産小麦の加工適性試験(100点満点)において、事業実施地区の小麦の総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加。 2.0ポイント以上・・・・・・10ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント 1.2ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・国内産小麦の加工適性試験(100点満点)において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。 1.7ポイント以内・・・・・・5ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・4ポイント 3.4ポイント以内・・・・・3ポイント 4.3ポイント以内・・・・・2ポイント 5.2ポイント以内・・・・・1ポイント
土地利用型作物 (麦(大麦、はだ か麦及び小麦を	В 4	 事業実施地区における単収を事業実施年度の直近7中5年間の平均の値と 比べて3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近年の事業実施地区の麦の単収が地域別(北海道・都府県)平均単収に対して101%以上。 107%以上・・・・・・・・・・・5ポイント 105.5%以上・・・・・・・・・4ポイント 104%以上・・・・・・・・・3ポイント 102.5%以上・・・・・・・・・2ポイント 101%以上・・・・・・・・1ポイント
か 友 及 い 小 友 を い う。))	В 5	・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の直近7中5年間平均の値と比べて5ポイント以上向上。 15ポイント以上・・・・・・10ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・8ポイント 10ポイント以上・・・・・・・6ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、B6の成果目標を選択することはできない。	 事業実施地区における1等比率の直近7中5年間の平均が60%以上 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	В 6	・事業実施地区における下位等級指数(1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を1割以上削減。 事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、B5の成果目標を選択することはできない。	 事業実施地区における1等比率の直近7中5年間の平均が60%以上 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
	В 7	ント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント	・麦類の新品種(今まで作付されていなかった従来品種は除く)もしくはパン・中華めん用品種の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して2.0%以上。 10.0%以上・・・・・5ポイント 8.0%以上・・・・・・4ポイント 6.0%以上・・・・・・3ポイント 4.0%以上・・・・・2ポイント 2.0%以上・・・・・1ポイント
	C 1	・豆類の事業実施地区における上位等級(1、2等)比率を事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて15ポイント以上向上。 35ポイント以上・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、C2の成果目標を選択することはできない。	 事業実施地区における上位等級比率(前7中5年)が40%以上。 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	C 2	・事業実施地区おける下位等級指数(1、2等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を1割以上削減。 事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、C1の成果目標を選択することはできない。	 事業実施地区における上位等級比率(前7中5年)が40%以上。 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	С 3	・豆類の契約栽培比率(入札取引数量を除く。)が事業開始年前年(前7中5年)と比較して3ポイント以上向上。 15ポイント以上・・・・・・ 10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の地区の事業開始前年の契約栽培比率(前7中5年)(入札取引数量を除く。)が全国平均値(前7中5年)と比較して3ポイント以上高い。 15ポイント以上・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・1ポイント
土地利用型作物 (豆類(大豆、雑 豆及び落花生を いう。))	C 4	・豆類の単収が事業開始前年(前7中5年)と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の地区の事業開始前年の単収(前7中5年)が(北海道・都府県)の平均 単収(前7中5年)と比較して102.0%以上。 127.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	С 5	・豆類の作付面積が事業開始前年(前7中5年)と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年(前7中5年)と比較して1%以上。 45%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	С 6	・豆類の新品種(今まで作付されていなかった従来品種は除く)の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・2ポイント ※「新品種」とは、独立行政法人や都道府県農試において、平成20年以降に 育成された豆類の品種をいう。	・豆類の新品種(今まで作付されていなかった従来品種は除く)の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対してが5.0%以上。 15.0%以上・・・・・・・・・5ポイント 12.5%以上・・・・・・・・4ポイント 10.0%以上・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・1ポイント
	C 7	・事業実施主体(事業実施主体が食品製造業者の場合に限る)の国産豆類の使用量(事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の使用量に対する数量割合)が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。 30ポイント以上・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	D 1	8ポイント以上・・・・・・・・・・・・8ポイント	・当該地区の土地利用型作物の種子の合格率について、過去5年のうち80% 以上となった年数 5年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	D 2	・事業の対象となる土地利用型作物の種子の生産農家1戸当たりの種子生産面積が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の土地利用型作物の種子の生産面積について、過去5年間の増加が1ha以上。 9ha以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
	D 3	・事業の対象となる土地利用型作物の種子の種子更新率を事業実施年度の前5中3年平均の値と比べて1ポイント以上向上。 5ポイント以上又は種子更新率が100%・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・2ポイント	 ・種子更新率が現状において50%以上。 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
土地利用型作物(種子)	D 4	・事業の対象となる土地利用型作物の種子について、災害対策用種子の備蓄割合を2%以上増加。 10%以上・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業の対象となる土地利用型作物の種子について、現状における災害対策 用種子の備蓄割合が2%以上。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	D 5	・事業実施地区における多収品種(栽培試験の結果が事業実施地区の平年 単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の事業実施地区における多収品種(栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3%以上15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	D 6	・事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・・2ポイント	 ・現状の事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	D 7	・事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が 10ポイント以上増加。 30ポイント以上増加又は増加した結果 複数年契約を結んでいる割合が100%・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10%以上。 30%以上・・・・・・・・・・5ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・1ポイント
	E 1	・販売金額を3%以上増加。 11%以上・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E2の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間における販売金額の増加割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	E 2	・販売数量を3%以上増加。 11%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間における販売数量の増加割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	E 3	【でん粉原料用以外ばれいしょ・かんしょのみ】 ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。	 契約取引割合が22.4%以上。 45.0%以上・・・・・5ポイント 39.4%以上・・・・・4ポイント 33.7%以上・・・・・3ポイント 28.1%以上・・・・・2ポイント 22.4%以上・・・・・1ポイント
	E 4	 ・生産・製造コストを2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・生産・製造コストが過去5年平均と比較して1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	E 5	【いも類】 ・労働生産性を2.6%以上向上。 13%以上・・・・・・10ポイント 10.4%以上・・・・・・・・・8ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント	 ・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	E 6	 ・10a当たり収量が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区における10a当たりの単収が過去5年の平均単収に対して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
畑作物•地域特	E 7	・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。	 ・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
産物(いも類)	E 8	・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。	・産地単位の取組として、ジャガイモシロセンチュウ又は、ジャガイモシストセンチュウ(以下、シストセンチュウという。)のまん延防止のため、以下の取組を産地の策定する方針等に基づいて実施している。 3つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	E 9	・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生は場のシスト密度(乾土100g当たり)を5%以上低減。 25%以上・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土100g当たり)が70シスト以下。 50シスト以下・・・・・5ポイント 55シスト以下・・・・・・4ポイント 60シスト以下・・・・・・3ポイント 65シスト以下・・・・・2ポイント 70シスト以下・・・・・1ポイント
	E 10	・ジャガイモシロシストセンチュウ及びジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土100g当たり)を5%以上低減。 25%以上・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E9の成果目標を選択することはできない。	・産地単位の取組として、ジャガイモシロシスト又は、ジャガイモシストセンチュウ(以下、シストセンチュウという。)の密度低減のため、以下の取組を産地の策定する方針等に基づいて実施している。 3つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	E 11	・実需に応じた品種又は病虫害抵抗性、自然災害耐性を有する品種の作付面積の割合を5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E12の成果目標を選択することはできない。	 実需に応じた品種又は病虫害抵抗性、自然災害耐性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	E 12	・実需に応じた品種又は病虫害抵抗性、自然災害耐性を有する品種を作付けすることにより、現行の当該品種の作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・10ポイント 38ポイント以上・・・・・8ポイント 36ポイント以上・・・・・6ポイント 33ポイント以上・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、E11の成果目標を選択することはできない。	40%以上・・・・・・5ポイント 32%以上・・・・・4ポイント 26%以上・・・・・3ポイント 18%以上・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・1ポイント
	E 13	・事業実施地区における規格外品の出荷割合(出荷時の規格外数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を10%以上削減。 事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて50%以上削減・・・・・・10ポイント40%以上削減・・・・・・8ポイント30%以上削減・・・・・・6ポイント20%以上削減・・・・・・4ポイント10%以上削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区における規格外品の出荷割合(出荷時の規格外数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)が3.0%以下。 事業実施年度の前7中5平均の値が 1.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	E 14	2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 収穫面積が、過去5年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	E 15	・糖度・でん粉価が1%以上上昇。 3%以上・・・・・・・・・・・10ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・6ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※さとうきび及びてん菜においては糖度、でん粉用かんしょについてはでん粉 価を指標とする。	 事業実施地区における平均糖度又はでん粉価が、過去5年平均糖度又はでん粉価と比較して1%以上高い。 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
畑作物·地域特 産物(甘味資源 作物)	E 16	25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業実施地区における原料における夾雑物の混入率の削減割合が過去5年平均の混入率の削減割合と比較して1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	E 17	7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	E 18	【さとうきび】 ・労働生産性を2%以上向上。 10%以上・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・2ポイント	 ・労働生産性が過去5年平均と比較して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	E 19	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を6ポイント以上増加 30ポイント以上・・・・・・・ 10ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・・8ポイント 18ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を3ポイント以上増加 15ポイント以上・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・ 4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F 1	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 ※ 産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売 単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。 ※ 直近値とは、農作物被害防止施設の場合は、直近5年間の品質被害(災 害等により産物販売単価指数が3%以上低下した被害)発生年度の値、その 他の施設の場合は数値の把握出来る直近年度の値とする。 22%以上・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・産物販売単価指数の増加率が3%以上。 ※増加率とは、農作物被害防止施設の場合は、過去5年間の品質被害発生 年度の値を除いた増加率、その他の場合は、過去3年間の増加率という。 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	F 2	・取引単価補正指数を直近値の1%以上増加。 (なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 12%以上・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	 ・取引単価補正指数の過去3年間の増加率が1%以上。 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	F 3	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。 (なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。) 44%以上・・・・・・10ポイント36%以上・・・・・8ポイント27%以上・・・・・6ポイント18%以上・・・・・4ポイント10%以上・・・・・2ポイント	 直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		・10a当たりの単収を直近値の8%以上増加。 ※現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。 ※ 直近値とは、農作物被害防止施設の場合は直近5年間の単収被害(災害等により10a当たりの単収が5%以上低下した被害)発生年度の値、その他の場合は数値の把握出来る直近年度の値とする。 24%以上・・・・10ポイント 20%以上・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・10a当たりの単収の増加率が4%以上。 ※増加率とは、農作物被害防止施設の場合は過去5年間の単収被害発生年 度の値を除いた増加率、その他の場合は過去3年間の増加率とする。 12%以上・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・2ポイント 4%以上・・・・1ポイント
	F 5	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。 (なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。) 35以上・・・・・・・・・・・8ポイント 28以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 契約取引量指数の直近値が7以上。 42以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	F 6	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 (なお、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。) 40以上・・・・・10ポイント 33以上・・・・・・8ポイント 25以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。 25以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
	F 7	・取引量対全国指数を直近値の3%以上増加。 (なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100を乗 じた数とする。) 13%以上・・・・・・・・・・10ポイント 11%以上・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・取引量対全国指数の過去3年間の増加率が2%以上。 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畑作物·地域特 産物(茶)	F 8	 ・時間当たり取引量を直近値の3%以上増加。 (なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引全体量を、取引斡旋時間当たりに換算した値とする。) 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・時間当たり取引量の過去3年間の増加率が2%以上。 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	F 9	 ・産物1kg当たり加工費(原材料費及び減価償却費を除く)を直近値の1.2%以上低減。 9.0%以上・・・・・10ポイント 7.2%以上・・・・・8ポイント 5.4%以上・・・・・6ポイント 3.0%以上・・・・・・4ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・産物1kg当たり加工費(原材料費及び減価償却費を除く)の過去3年間の低減率が0.6%以上。 4.8%以上・・・・・5ポイント3.6%以上・・・・・4ポイント2.4%以上・・・・・3ポイント1.2%以上・・・・・2ポイント0.6%以上・・・・・2ポイント
	F 10	6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・産物1kg当たり労働時間の過去3年間の低減率が1%以上。 (なお、労働時間は、産物の生産・加工等に要する労働時間とする。) 5%以上・・・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	F 11	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量 を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 34%以上・・・・・10ポイント 26%以上・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・2ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	F 12	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上・・・・・10ポイント 40以上・・・・8ポイント 35以上・・・・・6ポイント 30以上・・・・2ポイント 25以上・・・・・2ポイント ※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、F13の成果目標を選択することはできない。	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	F 13	11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近の主要茶種指数が66以下。 50以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	F 14	・事業実施地区において、凍霜害による被害軽減茶園面積割合を20ポイント以上増加。 100ポイント・・・・・・・・・・・10ポイント 80ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 60ポイント以上・・・・・・・・・・・6ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区において、凍霜害による被害軽減茶園面積割合が13%以上。 63%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	F 15	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上。 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	G 1	・ニーズに即した高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ニーズに即した高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。 5ポイント以上・・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
	G 2	・銘柄品畳表の出荷割合を2ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畑作物・地域特 産物(いぐさ・畳 表)	G 3	・10a当たり労働時間(10a当たりのいぐさ生産又は10a当たり分の畳表生産)を6%以上削減。 17%以上・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント	 ・10a当たり労働時間が県平均と比較して1%以上短い。 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	G 4	 一戸当たり作付面積を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	G 5	・畳表JASの格付や、QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を5ポイント以上増加。 26ポイント以上・・・・・・10ポイント 21ポイント以上・・・・・・8ポイント 16ポイント以上・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・畳表JASの格付やQRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平 均と比較して2ポイント以上高い。 10ポイント以上・・・・・・5ポイント 8ポイント以上・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・2ポイント 2ポイント以上・・・・・・1ポイント
	G 6	・契約取引による生産数量の割合を10ポイント以上増加。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹 業提携システムに移行する者の生産数量も含む。 ※契約を面積により行っている場合は、同一の単収を用いて基準年及び目標 年の生産数量を算出すること。 35ポイント以上・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・8ポイント 22ポイント以上・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区における生産数量のうち契約栽培の割合が30.0%以上。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。 ※契約を面積により行っている場合は、同一の単収を用いて生産数量を算出すること。 60.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	G 7	・生産物の全量を契約販売する作物について、販売数量を8%以上増加。 ※契約を面積で行っている場合は、同一の単収を用いて販売数量を算出すること。 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で販売数量が8%以上増加。 ※契約を面積で行っている場合は、同一の単収を用いて販売数量を算出すること。 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	G 8	・10a当たりの生産コスト(費用合計)を5%以上削減。(きのこを除く) 17%以上・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・10a当たりの生産コスト(費用合計)が、統計部、地方自治体、日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 86%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	G 9	・きのこ(マッシュルームを除く。)について、当該品目の生産コスト(単位収量 当たりの費用合計)を10%以上削減 80%以上・・・・・10ポイント 60%以上・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・きのこ(マッシュルームを除く。)について、現状の当該品目の生産コスト(単位収量当たりの費用合計)が当該都道府県の平均値に対して3%以上低い。 60.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畑作物・地域特 産物(その他)		・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、H24以降に育成された低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H24以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種(特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう(「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀ニー」等))をいう。 25ポイント以上・・・・・・10ポイント 22.5ポイント以上・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・8ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、H24以降に育成された低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H24以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種(特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう(「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀ニー」等))をいう。 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	G 11	6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	 現状の搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	G 12	 ・葉たばこの上位等級(A品)比率が、現状に対して5ポイント以上高い。 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級(A品)比率が、全国平均に対して5%以上高い。 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
	G 13	 単収を8%以上増加(きのこを除く)。 18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。 8%以上・・・・・・・・・・5ポイント 6.5%以上・・・・・・・・ 4ポイント 5%以上・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・1ポイント
	G 14	 ・きのこ(マッシュルームを除く。) について、当該品目1日・1人当たりの収量を3%以上増加30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・きのこ(マッシュルームを除く。)については、現状の当該品目の1日・1人当たりの収量が当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い62.0%以上・・・・・・5ポイント47.3%以上・・・・・・4ポイント32.5%以上・・・・・・3ポイント17.8%以上・・・・・・2ポイント3.0%以上・・・・・・1ポイント
	G 15	 ・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格(原料価格に換算)が50%以上増加。 150%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。 ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。 112%以上・・・・・・5ポイント 106%以上・・・・・・・4ポイント 100%以上・・・・・・3ポイント 94%以上・・・・・・2ポイント 88%以上・・・・・・1ポイント
	G 16	 ・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量が10%以上増加。 ※面積により取引を行っている場合は、同一の単収を用いて生産数量を算出すること。 35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量の割合が30%以上。 ※面積により取引を行っている場合は、同一の単収を用いて生産数量を算出すること。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	Н 1	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質)の割合が3.0ポイント以上増加。 16.0ポイント以上・・・・・・5ポイント 12.8ポイント以上・・・・・・4ポイント 9.5ポイント以上・・・・・・3ポイント 6.3ポイント以上・・・・・・2ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	Н 2	・当該品目の全出荷量に占めるブランド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・10ポイント 7ポイント以上・・・・・・8ポイント 5ポイント以上・・・・・・6ポイント 3ポイント以上・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド品(地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの)の割合が1.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	Н 3	・当該品目の全出荷量のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・2ポイント	・現状の全出荷量のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量の割合が3.0%以上。 24.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	H 4	・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H5のうち「単位収量 当たりの費用合計」、H6及びH11の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	Н 5	・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 22.0%以上・・・・・・・5ポイント 17.3%以上・・・・・・・・4ポイント 12.5%以上・・・・・・・3ポイント 7.8%以上・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・1ポイント
果樹		・当該品目の単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。 33%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・現状の当該品目の単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。 20%以上・・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・1ポイント

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
	Н 7	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、EG1の成果目標を 選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3.0%以上。 34.0%以上・・・・・・・5ポイント 26.3%以上・・・・・・・・4ポイント 18.5%以上・・・・・・・3ポイント 10.8%以上・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・1ポイント
	Н8	・当該品目の全出荷量に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向けの割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	Н9	・当該品目の全出荷量に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあっては、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量に占める輸出向けの割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	H 10	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。 20ポイント以上・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	H 11	・当該品目の単位面積当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間の当該品目の単位面積当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	I 1	・当該品目の全出荷量に占める上位規格品等(大きさ、外観品質、内部品質、他との差別化により有利販売を図ったもの(明確な基準、根拠があるもの))の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 27%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	I 2	 ・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産 野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0% 以上高い。 62.0%以上・・・・・・5ポイント 47.3%以上・・・・・・4ポイント 32.5%以上・・・・・・3ポイント 17.8%以上・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・1ポイント
	13	・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)を5%以上縮減。 21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。60.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	I 4	5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・現状の当該品目の単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。 24.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
野菜	I 5	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。 33ポイント以上・・・・・10ポイント 26ポイント以上・・・・・8ポイント 19ポイント以上・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、I6、EG1の成果目標を選択することはできない。	 ・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。 48.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
	I 6	・当該品目の契約取引数量を10%以上増加。 (事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.5%以上の場合に限る)。 70%以上・・・・・・10ポイント 55%以上・・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・・6ポイント 25%以上・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、I5、EG1の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上(事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。 0.70%以上・・・・・・・・5ポイント 0.59%以上・・・・・・・・4ポイント 0.48%以上・・・・・・・3ポイント 0.37%以上・・・・・・・2ポイント 0.26%以上・・・・・・・1ポイント
	17	・当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向けの割合が5%以上。 49%以上・・・・・5ポイント 38%以上・・・・・・4ポイント 27%以上・・・・・3ポイント 16%以上・・・・・2ポイント 5%以上・・・・1ポイント
	I 8	・当該品目の出荷量に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・・8ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量に占める輸出向け出荷量の割合が5%以上。 25%以上・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・1ポイント
	19	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・2ポイント ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択 することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	I 10	3%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	Ј1	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質)の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	Ј2	 ・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	Ј3	・当該品目の生産コスト(単位面積当たりの費用合計)を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の生産コスト(単位面積当たりの費用合計)が、当該都道府 県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	J 4	・当該品目の流通コスト(単位数量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の流通コスト(単位数量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
花き	J 5	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、EG1の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。 15%以上・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・1ポイント
	Ј6	・当該品目の現状の出荷額が2億円以上の事業実施地区において、 当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。 15%以上・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・1ポイント

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
	Ј7	・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量の割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあっては、本成果目標を選択することはできない。	 ・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	Ј8	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	J 9	3%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント	・過去5年間の当該品目又は花きの単位面積当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
果樹・野菜・花き 共通	EG 1	【果樹、野菜、花き共通】 ・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・10ポイント 40%・・・・・8ポイント 30%・・・・6ポイント 20%・・・・・4ポイント 10%・・・・・2ポイント ※当該類別については、新規導入品目に限る。 ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H7、I5、I6及びJ5の成果目標を選択することはできない。	・達成すべき成果目標基準及びポイントにおける取得ポイントに応じて下記のとおり現況値ポイントを加算。 10ポイント取得・・・・・・・5ポイント 8ポイント取得・・・・・・・4ポイント 6ポイント取得・・・・・・・3ポイント 4ポイント取得・・・・・・・2ポイント 2ポイント取得・・・・・・・1ポイント
	EG 2	【果樹、野菜共通】 ・流通コスト(単位数量当たりの集出荷・販売経費)を5%以上縮減。 20%以上・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる・・・・・・5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が成果物の流通コストの縮減に向けた取組であることとする。
果樹·野菜共通	EG 3	【果樹、野菜共通】 ・現行の出荷規格数を5%以上削減。 25%以上・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・2ポイント 5%以上・・・・2ポイント ※集出荷貯蔵施設のうち集出荷施設もしくは選別、調製及び包装施設を整備する場合のみ選択可能。 ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、H5、I3の成果目標を選択することはできない。 ※削減率を算定する際に対象とする出荷規格は、前年度に出荷実績があるものに限る。また、出荷期間中の一部期間のみ削減する場合は、出荷期間のうち簡素化する期間の割合を乗じて算定する。	均値との比較とする。
畜産周辺環境影 響低減	K 1	・現状の農場排水1リットル当たりの硝酸性窒素等※を暫定排水基準から15%以上低減。(なお、その低減率に関わらず、事業実施後の農場排水1リットル当たりの硝酸性窒素等が100mg/以下の場合は10ポイントとする。)80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の農場排水1リットル当たりの硝酸性窒素等※の排出量が水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準を下回っている。 (暫定排水基準-250mg/l)以下・・・・・・・・・・・5ポイント (暫定排水基準-200mg/l)以下・・・・・・・・・・4ポイント (暫定排水基準-150mg/l)以下・・・・・・・3ポイント (暫定排水基準-100mg/l)以下・・・・・・・・・・・2ポイント (暫定排水基準-50mg/l)以下・・・・・・・・・1ポイント
	K 2	・臭気指数(悪臭防止法第2条第2項に定めるもの)を現状から11%以上低減33%以上・・・・・10ポイント28%以上・・・・・8ポイント22%以上・・・・・6ポイント17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現状の臭気指数(悪臭防止法第2条第2項に定めるもの)を測定した結果が 10以下・・・・・・・5ポイント 15以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
家畜生産基盤育成強化	К 3	・事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区内における畜産物の出荷額が事業実施前年度と直近3年の 平均値と比較して102%以上。 114%以上・・・・・・・・・5ポイント 111%以上・・・・・・・・・4ポイント 108%以上・・・・・・・3ポイント 105%以上・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・1ポイント

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
家畜生産基盤育成強化	K 4	・事業実施地区で生産し出荷する畜産物のうち畜産加工処理施設に仕向ける割合が5ポイント以上増加。 65ポイント以上・・・・・・10ポイント 50ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施地区内における畜産加工処理に仕向ける畜産物の出荷量が都道 府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畜産周辺環境影響低減 家畜生産基盤育成強化 家畜改良増殖 スマート農業	K 5	【各畜種共通】 ・家畜改良増殖目標又は鶏の改良増殖目標に示された目標数値のうち当該施設の整備により、数値の向上が図られる項目について80%以上達成。(目標数値が設定されていないか使えない場合、改良増殖の観点から生産性の向上に資する項目について、都道府県が独自に設定した数値を目標数値とする。) 150%以上・・・・・10ポイント120%以上・・・・・8ポイント100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・家畜改良増殖目標又は鶏の改良増殖目標に示された目標数値のうち当該施設の整備により、数値の向上が図られる項目について過去5年間の平均より1%以上増加。(目標数値が設定されていないか使えない場合、改良増殖の観点から生産性の向上に資する項目について過去5年間の平均と比較する。) 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畜産周辺環境影響低減 家畜生産基盤育成強化 家畜改良増殖 スマート農業	К 6	【牛(生乳)】 ・酪農における分娩間隔日数を現在値より0.2%以上短縮。 1.0%以上・・・・・・10ポイント 0.8%以上・・・・・・8ポイント 0.6%以上・・・・・・6ポイント 0.4%以上・・・・・・4ポイント 0.2%以上・・・・・・2ポイント	 過去5年間の平均分娩間隔日数が道又は都府県の平均値と比較して99.7%以下。 98.5%以下・・・・・10ポイント 98.8%以下・・・・・8ポイント 99.1%以下・・・・・6ポイント 99.4%以下・・・・・4ポイント 99.7%以下・・・・・2ポイント
畜産周辺環境影響低減 零畜生産基盤育成強化 スマート農業		【生乳】 ・生乳100kg当たり生産コストを8%以上削減。 13%以上・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
畜産周辺環境影響低減 零低減 家畜生産基盤育成強化 スマート農業	K 8	【生乳】 ・生乳100kg当たり労働時間を9%以上削減。 26%以上・・・・・10ポイント 21%以上・・・・・8ポイント 17%以上・・・・6ポイント 13%以上・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、K7の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の生乳100kg当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
畜産周辺環境影響低減 家畜生産基盤育成強化 スマート農業	K 9	【牛肉】 ・繁殖における子牛の平均販売価格が2.4%以上増加。 5.6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 直近3年の当該地区の平均販売価格が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 113.0%以上・・・・・5ポイント110.3%以上・・・・・4ポイント107.5%以上・・・・・3ポイント104.8%以上・・・・・2ポイント104.8%以上・・・・・2ポイント102.0%以上・・・・・1ポイント
畜産周辺環境影響低減 零番生産基盤育成強化 スマート農業	K 10	1.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・6ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合の平均値が 都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 143.0%以上・・・・・・・5ポイント 132.8%以上・・・・・・・4ポイント 122.5%以上・・・・・・3ポイント 112.3%以上・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・1ポイント
家畜産周辺環境 影響低減 畜生産基盤育成 強化 スマート農業	K 11	7.0%以上・・・・・・・6ポイント 5.6%以上・・・・・・・・・4ポイント 4.2%以上・・・・・・・・2ポイント	 直近3年の当該地区のほ育育成時事故率の平均値が都道府県の平均値と 比較して98.0%以下。 84.0%以下・・・・・5ポイント 87.5%以下・・・・・4ポイント 91.0%以下・・・・・3ポイント 94.5%以下・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・1ポイント
家畜産周辺環境 影響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業	K 12	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖にあっては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあっては肥育牛1頭当たりの生産コストを7%以上削減。 15%以上・・・・・10ポイント 13%以上・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K13の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肉用牛の繁殖にあっては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあっては、肥育1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
家畜産周辺環境 影響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業	K 13	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖にあっては子牛1頭当たり、肥育にあっては、肥育牛1頭当たりの労働時間を12%以上削減。 25%以上・・・・・10ポイント 22%以上・・・・8ポイント 19%以上・・・・6ポイント 15%以上・・・・4ポイント 12%以上・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K12の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肉用牛の繁殖にあっては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあっては、肥育1頭当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 56.0%以下・・・・・5ポイント 66.5%以下・・・・・・4ポイント 77.0%以下・・・・・・3ポイント 87.5%以下・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・1ポイント
家畜産周辺環境 影響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業	K 14	2.5ポイント以上・・・・・・・・・6ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 1.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年の当該地区の出荷生産物のうち「上」に格付けされたものの割合の 平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 145.0%以上・・・・・5ポイント 134.3%以上・・・・・4ポイント 123.5%以上・・・・・3ポイント 112.8%以上・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・1ポイント
家畜産周辺環境 影響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業	K 15	 ・養豚における事故率((分娩頭数-出荷頭数)/分娩頭数)を24%以上低減。 56%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・直近3年の当該地区の事故率(出生から出荷場まで)の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
家畜産周辺環境 影響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業	K 16	【豚肉】 ・肥育豚1頭当たり生産コストを6%以上削減。 11%以上・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・6ポイント 7%以上・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K17の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の肥育豚1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
家畜産周辺環境 影響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業	K 17	【豚肉】 ・肥育豚又は繁殖豚1頭当たり労働時間を13%以上削減。 23%以上・・・・・・10ポイント 21%以上・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K16の成果目標を選択することはできない。	・直近3年の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
家畜産周辺環境 影響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業	K 18	【鶏肉(種鶏・ふ卵)】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり生産コストを8%以上削減。 ※種鶏場にあっては種鶏100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあっては種卵 100個当たりの生産コストを8%以上削減とする。 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区のブロイラー100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 ※種鶏場にあっては直近3年の当該地区の種鶏100羽当たりの生産コストの平均値、ふ卵場にあっては直近3年の当該地区の種卵100個当たりの生産コストの平均値が都道府県等の平均値と比較して98%以下とする。 90%以下・・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・1ポイント
家畜産周辺環境 影響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業	K 19	【鶏肉(種鶏・ふ卵)】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり労働時間を13%以上削減。 ※種鶏場にあっては種鶏100羽当たりの労働時間、ふ卵場にあっては種卵 100個当たりの労働時間を13%以上削減とする。 23%以上・・・・10ポイント 20%以上・・・・8ポイント 18%以上・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区のブロイラー100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 ※種鶏場にあっては直近3年の当該地区の種鶏100羽当たりの労働時間の平均値、ふ卵場にあっては直近3年の当該地区の種卵100個当たりの労働時間の平均値が都道府県等の平均値と比較して98%以下とする。 90%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
家畜産周辺環境 影響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業	K 20	【鶏卵(種鶏・ふ卵)】 ・採卵鶏における年間産卵量が0.25%以上増加。 ※種鶏場にあっては種卵の年間生産量、ふ卵場にあっては初生ひなの年間 生産量が0.25%以上増加とする。 1.00%以上・・・・・10ポイント 0.80%以上・・・・・8ポイント 0.65%以上・・・・・6ポイント 0.45%以上・・・・・4ポイント 0.25%以上・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K5の成果目標で年間産卵量に類する項目(産卵率等)を選択することはできない。	・直近3年の当該地区の年間産卵量の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 ※種鶏場にあっては直近3年の当該地区の種卵の年間生産量の平均値、ふ卵場にあっては直近3年の当該地区の初生ひなの年間生産量の平均値が都道府県等の平均値と比較して102%以上とする。 122%以上・・・・・・5ポイント 117%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
家畜産周辺環境 影響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業	K 21	【鶏卵(種鶏・ふ卵)】 ・採卵鶏100羽当たり生産コストが8%以上削減。 ※種鶏場にあっては種鶏100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあっては種卵 100個当たりの生産コストが8%以上削減とする。 19%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 ※種鶏場にあっては直近3年の当該地区の種鶏100羽当たりの生産コストの平均値、ふ卵場にあっては直近3年の当該地区の種卵100個当たりの生産コストの平均値が都道府県等の平均値と比較して98.0%以下とする。88.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
家畜産周辺環境 影響低減 家畜生産基盤育 成強化 スマート農業		18%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・直近3年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 ※種鶏場にあっては直近3年の当該地区の種鶏100羽当たりの労働時間の平均値、ふ卵場にあっては直近3年の当該地区の種卵100個当たりの労働時間の平均値が都道府県等の平均値と比較して98%以下とする。78%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
家畜改良増殖		 【牛(牛肉)】 ・種雄牛選抜又は繁殖雌牛の選定において、枝肉6形質以外の形質(不飽和脂肪酸、繁殖性等)に係るゲノミック評価を活用し、その評価頭数が現在より10%以上増加。 50%以上・・・・・10ポイント40%以上・・・・・8ポイント30%以上・・・・・6ポイント20%以上・・・・・4ポイント10%以上・・・・・2ポイント 	・種雄牛選抜又は繁殖雌牛選定において、ゲノミック評価を活用し、その評価 頭数が過去5年間の平均より5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・1ポイント
家畜改良増殖	K 24	 【豚(豚肉)】 ・当該銘柄の生産量(産肉量)を現在値より5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該銘柄の生産量(産肉量)について、都道府県における銘柄の過去5年間の平均より5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
家畜改良増殖		【鶏(種鶏・ふ卵)】 ・当該銘柄の生産量(鶏卵又は鶏肉)が現在値より5%以上増加。 ※種鶏場にあっては当該銘柄の種鶏飼養羽数又は種卵生産量、ふ卵場に あっては初生ひな生産羽数が現在値より5%以上増加。 25%以上・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該銘柄の生産量(鶏卵又は鶏肉)について、都道府県における銘柄の過去5年間の平均より3%以上増加。 ※種鶏場にあっては当該銘柄の種卵生産量、ふ卵場にあっては初生ひな生産羽数について都道府県等の過去5年間の平均より3%以上増加。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
家畜改良増殖	K 26	【鶏(種鶏・ふ卵)】 ・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値より4%以上削減。 ※種鶏場にあっては当該銘柄の種鶏100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあっては種卵100個当たりの生産コストが現在値より4%以上削減。 10%以上・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該銘柄100羽当たりの生産コストが都道府県における過去5年間の平均より2%以上削減。 ※種鶏場にあっては当該銘柄の種鶏100羽当たりの生産コスト、ふ卵場にあっては種卵100個当たりの生産コストが過去5年間の平均より2%以上削減。 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
家畜改良増殖	K 27	【特用家畜のうちその他家きん及びみつばち】 ・当該家畜の生産量が現在値より20%以上増加。 100%以上・・・・・・10ポイント 80%以上・・・・・・・8ポイント 60%以上・・・・・・・6ポイント 40%以上・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・2ポイント	・当該家畜(当該銘柄)のの生産量について、都道府県における過去5年間の 平均より10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・1ポイント
家畜改良増殖	K 28	【特用家畜のうちその他家きん及びみつばち】 ・当該家畜の生産コストが現在値より5%以上削減。 12%以上・・・・・・10ポイント 10%以上・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・当該家畜(当該銘柄)の生産コストについて、都道府県における過去5年間の平均より2%以上削減。 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
家畜改良増殖	K 29	 【馬、特用家畜(その他家きん及びみつばちを除く。)】 ・当該家畜の生産量(産肉量)を現在値より5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・当該家畜の生産量(産肉量)について、都道府県における過去5年間の平均より5%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	L 1	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積の都道府県平均と比較した割合が直近年から5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	 ・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積が都道府県平均と比較して 100%以上。 120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
	L 2	・受益地区や組織の労働時間が都道府県平均と比較した割合を4ポイント以上削減。 (本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するものの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するものの場合は「組織」を設定基準とすること。) 20ポイント以上・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・2ポイント	・受益地区や組織の労働時間が都道府県平均と比較して 100%以下。 80%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
飼料増産	L 3	・受益農家の家畜1頭当たりの労働時間を9%以上削減。 26%以上・・・・・・10ポイント 21%以上・・・・・・8ポイント 17%以上・・・・・・・・6ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家の家畜1頭当たりの労働時間が全国平均と比較して100%以下。 80%以下・・・・・・5ポイント 85%以下・・・・・・・・・・4ポイント 90%以下・・・・・・・・3ポイント 95%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・1ポイント
	L 4	 ・受益農家の生産額を3%以上増加。 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・受益農家の平均生産額が全国平均と比較して100%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	L 5	・受益農家における飼料コスト(濃厚飼料相当の飼料購入費)を1%以上削減。 5%以上・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・8ポイント 3%以上・・・・6ポイント 2%以上・・・・・4ポイント 1%以上・・・・2ポイント ※地域未利用資源の飼料利用でも選択可能	・受益農家における飼料コスト(濃厚飼料相当の飼料購入費)が、直近の全国の数値(地域で算出された飼料コストを用いても可。)の100%以下。 96%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
飼料増産(地域 未利用資源の飼 料利用)	L 6	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、直近の全国の利用率(地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可)に対して6%以上拡大。ただし、既に未利用資源を飼料利用している受益農家においては、生産量又は供給量が6%以上増加 14%以上・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	M 1	き離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島をいう。以下この類別において同じ。)以外において事業を実施する場合及びハラール認証(イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マー	・事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上。(ハラール認証を取得している場合は、1日当たりのハラール向け平均処理頭数の100/3と同様に扱うものとする) また、再編整備を伴うものについては、統合する施設の処理頭数を加えるものとする。 事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上でかつ、再編整備を伴う場合は、1,120頭以上と同様に扱い、離島において事業を実施する場合は、1日当たりの平均処理頭数が560頭未満であっても、560頭以上と同様に扱うものとする。(平均処理頭数=年間処理頭数(肥育豚換算)・稼働日数(245日)) 1,120頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	M 2	1,120頭以上。	・ハラール認証の取得に向けた取組をしている場合は1日当たり平均処理頭数が17頭以上。 また、離島において事業を実施する場合は、ハラール認証の取得に向けた取組をしていない場合でも、17頭以上と同様に扱うものとする。 34頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	М 3	4%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施主体(その構成員または委任管理者を含む)が直近5年間に牛肉又は豚肉に関しての輸出実績があること・・・・・・5ポイント又は、・以下の①から⑤の取組のうち複数を選択し、ポイントを合計(ただし、ポイントの上限は5ポイントとする。) ①HACCP等認定を取得していること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
	M 4	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストを5%以上削減。(処理コスト:部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、減価償却費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上) 25%以上・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	M 5	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加。 12.5ポイント以上・・・・・10ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・8ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・6ポイント 5.0ポイント以上・・・・・・4ポイント 2.5ポイント以上・・・・・・2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの牛又は豚の部分肉仕向割合から基準割合(牛:48.0%、豚:66.0%)を引いた値が0以上。また、ハラール認定を取得している施設であって、牛専用の施設である場合には、部分肉仕向割合が10.0ポイント以上と同様に扱うものとする。10.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
食肉等流通体制整備	М 6	(家畜流通】 ・年間の家畜取引頭数を1.0%以上増加。 25.0%以上・・・・・・・・・8ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業を実施する家畜市場の年間取引頭数が5,000頭以上。 ただし、合併等により市場の統合をする場合は合算した取引頭数とする。 また、中山間地域(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定 に基づき振興山村に指定された地域並びに「農林統計に用いる地域区分の 制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号)において中間農業 地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。)にある家畜市場で事 業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が3,500頭以上、又 は、離島(離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域と して指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美 群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。)にある 家畜市場で事業を実施する場合、該当する家畜市場の年間取引頭数が 1,500頭以上であれば、通常の家畜市場の年間取引頭数の11,000頭以上と同 様に扱うものとする。 11,000頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	M 7	【家畜流通】 ・開催1回当たりの平均取引頭数が250頭以上。ただし現況を下回る目標及び年間開催回数の削減に起因する平均取引頭数の拡大は認めない。 450頭以上・・・・・・10ポイント 400頭以上・・・・・・・8ポイント 350頭以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・年間開催回数(毎月1回以上)が12回以上。 36回以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	M 8	【家畜流通】 ・牛換算100頭当たり取引コストを1.0%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・8ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 市場整備地域内の市場流通占有割合が20%以上。 80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	M 9	【鶏肉】 ・受益農家の出荷羽数を1%以上増加。 10.0%以上・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・2ポイント	・受益農家全体の年間出荷羽数が、ブロイラー又は成鶏の基準値(ブロイラー:125万羽、成鶏:35万羽)の100%以上。ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする。 500%以上・・・・・・5ポイント 400%以上・・・・・・4ポイント 300%以上・・・・・・3ポイント 200%以上・・・・・・2ポイント 100%以上・・・・・・1ポイント
	M 10	 【鶏肉】 ・1万羽当たり処理・加工コストを1%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・2ポイント 	 ・生体1kg当たりの平均処理加工費用50円(成鶏の場合は80円)と比較して 1.0%以上低い。 11.0%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	M 11	2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・1日当たりの鶏卵販売量が10トン以上。(ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。) 61トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	M 12	【鶏卵】 ・鶏卵100kg当たり処理コストを1.0%以上削減。(処理コスト: 労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上) 10.0%以上・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・鶏卵100kg当たりの全国平均処理コスト2,879円より1.0%以上低い。(処理コスト: 労務費、包装資材費、減価償却費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上) 30.0%以上・・・・・5ポイント 22.8%以上・・・・・・4ポイント 15.5%以上・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・1ポイント

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
	M 13	【鶏卵】 ・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を0.2ポイント以上低減。 1.0ポイント以上・・・・・・10ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・8ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・6ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・4ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・2ポイント	 ・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が2.00%以下。 1.00%以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	N 1	・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の取引数量を10%以上増加。 100%以上・・・・・・・10ポイント 75%以上・・・・・・8ポイント 50%以上・・・・・・・6ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・2ポイント	・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。 いる。 協議会を組織して取り組んでいる・・・・5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。
国産原材料サプライチェーン構築	N 2	会内出荷量の割合を5%以上増加するものとする。 なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構	・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる・・・・5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。
農畜産物輸出に合いた体制整備	N 3	・総出荷量に占める輸出向け出荷量の割合が3%以上で、かつ、輸出向け出 荷額の増加割合 20%以上増・・・・・・・・・10ポイント 15%以上増・・・・・・・・・8ポイント 10%以上増・・・・・・・・・・6ポイント	以下の①から⑪までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体(その構成員または委任管理者を含む)が直近5年間に農畜産物に関しての輸出実績があること。・・・5ポイント ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。・・・5ポイント (例)台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等米国向け梨の生産地域の指定等 ③GAPについて、以下のア及びイのいずれかであること。・・・4ポイントア GAP認証を取得していること。イ「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産し、第三者による確認を受けていること。
	N 4	・新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	⑤ハラール認証を取得していること・・・4ポイント ⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成 員であること・・・3ポイント ⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことが あること・・・・・2ポイント ⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等 に参加したことがあること・・・・1ポイント ⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・1ポイント ⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加して いる…1ポイント ⑪有機JAS認証を取得していること・・・4ポイント
	N 5	 ・畜産物で既に輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量1トン以上でかつ、輸出向け出荷量の増加割合が5%以上。 15%以上増・・・・・・・10ポイント 12.5%以上増・・・・・・・9ポイント 10%以上増・・・・・・・8ポイント 7.5%以上増・・・・・・・7ポイント 5%以上増・・・・・・・・・6ポイント ・新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷 ・新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷 ・新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷 ・新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷 ・新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	以下の①から⑧までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体(その構成員または委任管理者を含む)が直近5年間に農畜産物に関しての輸出実績があること。・・・5ポイント ②GAPについて、以下のア及びイのいずれかであること。・・・4ポイントア GAP認証を取得していること。 イ「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産し、第三者による確認を受けていること。 ③HACCP等認定を取得していること・・・4ポイント ④ハラール認証を取得していること・・・4ポイント ⑤事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成
	N 6	量 5トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	員であること・・・3ポイント ⑥輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・2ポイント ⑦輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・1ポイント ⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・1ポイント
スマート農業実践 施設の整備	O 1	 対象品目の全出荷量に占める契約取引の割合が50%以上 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。 48.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	O 2	 ・対象品目の単位面積当たりの販売額を3%以上増加 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・過去5年間の当該品目の単位面積当たりの販売額か3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	О 3	・高度環境制御技術、ロボットによる自動化技術、雇用生産型管理技術を活用した経営に取り組む面積の現状値の2倍以上とする。 4倍以上・・・・・・・・・・・10ポイント 3.5倍以上・・・・・・・・・・9ポイント 3倍以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.5倍以上・・・・・・・・・・・7ポイント 2倍以上・・・・・・・・・・・6ポイント	 ・都道府県における施設園芸面積のうち、高度環境制御装置のある施設面積の割合 2%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
・地球温暖化対策・環境保全型農業・土づくり(科学的データに基づく 土づくり)・有機農業	P 1	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5%以上。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
地球温暖化対 策·環境保全型 農業	P 2	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業(有機農業を除く)に取り組む面積(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年7月28日法律第110号。)に基づく認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計)の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・2ポイント	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業(有機農業を除く)に取り組む面積の割合が5%以上。 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・地球温暖化対 策・環境保全型 農業 ・有機農業	Р3	 ・販売金額を3%以上増加。 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 過去5年間における販売金額の増加割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
地球温暖化対 策·環境保全型 農業	P 4	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。 70ポイント以上・・・・・・10ポイント 55ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・地球温暖化対策・環境保全型農業・土づくり(科学的データに基づく土づくり)	P 5	20ポイント以上・・・・・・・10ポイント	・事業の受益に係るほ場の事業実施前2作の10a当たり平均収量(※)が、それ以前の同一ほ場における同一作物の平均値に対して5ポイント以上低い(土壌診断の結果等から判断して、その原因に土壌の劣化(土壌の物理性・化学性の悪化)が大きく寄与していると認められるものに限る。)。 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
地球温暖化対 策•環境保全型 農業	Р6	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらの有効活用を図る面積の割合を1ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・10ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・・2ポイント	 事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらを有効活用している面積が3%以上。 66%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
環境保全(小規模公害防除)	Р7	・事業の対象となる農用地について、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号、以下「法」という。)第4条第1項に規定する農用地土壌汚染対策地域の指定の解除が行われる面積の割合。 8割以上・・・・・10ポイント 7割以上・・・・・・・8ポイント 6割以上・・・・・・・6ポイント 5割以上・・・・・・・・4ポイント 4割以上・・・・・2ポイント	
環境保全(小規模公害防除)	P 8	・事業の対象となる農用地について、特定有害物質の量が農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和46年政令第204号)で規定する農用地土壌汚染対策地域の指定要件の量を下回る面積の割合 8割以上・・・・・・10ポイント 7割以上・・・・・・8ポイント 6割以上・・・・・・6ポイント 5割以上・・・・・・・・4ポイント 4割以上・・・・・・2ポイント	
環境保全の取組 (農業廃棄物の 再生処理)	P 9	25ポイント以上・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・2ポイント	 事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理(マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル)を行う割合が40%以上。 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	P 10	・農業廃棄物1kgの処理費用(農家負担額又は処理業者負担額)を3%以上削減。 15%以上・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・2ポイント	 ・農業廃棄物1kgの処理費用(農家負担額又は処理業者負担額)が40円以下。 20円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
環境保全の取組 (地域資源を活用 した生産資材の 確保)	P 11	 ・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
環境保全の取組 (地域資源を活用 した生産資材の 確保)	P 12	50ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント	・事業実施主体の農業生産に伴う化石燃料由来の単位面積当たり温室効果 ガス排出量を事業実施前年度と比較して1%以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・1ポイント
環境保全の取組 (地域資源を活用 した生産資材の 確保)	P 13	61ポイント以上・・・・・・・・10ポイント	・事業実施主体が農業生産に使用する軽油を全量バイオディーゼル燃料へ 転換する場合のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油量に対して、事業 実施地区で生産した油糧作物の搾油量の比率が1%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
有機農業	Q 1	・事業実施主体の取り扱う農産物のうち有機農産物(日本農林規格等に関する法律(昭和25年5月11日法律第175号。)に基づく有機農産物の日本農林規格認定を受けた農産物)の割合を1ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・10ポイント 15ポイント以上・・・・・・8ポイント 10ポイント以上・・・・・・6ポイント 5ポイント以上・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の取り扱う農産物のうち有機農産物の割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
有機農業	Q 2	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源(下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。)を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。 70ポイント以上・・・・・・10ポイント 55ポイント以上・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・6ポイント 25ポイント以上・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・2ポイント	 ・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
有機農業		・事業実施主体の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が6%以上増加。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・事業実施主体の事業実施前年度の土壌分析に基づく施肥設計見直し件数が事業実施前々年度に比べ3%以上増加。 15%以上・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・3ポイント 6%以上・・・・2ポイント 3%以上・・・・・1ポイント
土づくり(科学的 データに基づく 土づくり)	Q 4	・土壌診断に基づく土づくりに取組む農業者の数を4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・土壌診断に基づく土づくりに取組む農業者の数が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
土づくり(被災農 地の地力回復)	Q 5	・事業の受益に係るほ場の単位面積当たり生産額の減少分が、10%以上回復。 90%以上回復・・・・・・・10ポイント 70%以上回復・・・・・・・8ポイント 50%以上回復・・・・・・・6ポイント 30%以上回復・・・・・・・4ポイント 10%以上回復・・・・・・・2ポイント	・事業の受益に係るほ場の事業実施前年度の単位面積当たり生産額が、従前の水準と比較して1%以上減少。 8%減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
土づくり(被災農 地の地力回復)		・地力増進法(昭和59年法律第34号)第3条に基づく地力増進基本方針の土壌の性質の基本的な改善目標の項目について、国又は都道府県等が定める土壌改良の目標等(以下「改良目標」という)のうち、改良目標に達していない項目の割合が、7ポイント以上改善されること。 35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・地力回復に取り組む前の土壌分析において改良目標に達していない項目の割合が7%以上 35%以上・・・・・・5ポイント 28%・・・・・・4ポイント 21%・・・・・・3ポイント 14%・・・・・・2ポイント 7%以上・・・・・・1ポイント
土づくり(被災農 地の地力回復)	Q 7	 事業実施地域において、被災後、営農再開していないほ場の面積の割合を80%以上減少100%・・・・・10ポイント95%以上・・・・・8ポイント90%以上・・・・・6ポイント85%以上・・・・・・4ポイント80%以上・・・・・・・・2ポイント 	 事業実施地域において、被災後、営農再開していないほ場の面積の割合が50%以上 100%以上・・・・・5ポイント80%以上・・・・・4ポイント70%以上・・・・・3ポイント60%以上・・・・・2ポイント50%以上・・・・・1ポイント

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
畜産副産物の肥 飼料利用	R 1	 事業実施主体が製造する肉骨粉等のうち、飼料・肥料等利用の割合を10%以上増加。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 事業実施主体が製造する肉骨粉等のうち、飼料・肥料等利用を行う割合が50%以上。 70%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
飼料利用	R 2	・肉骨粉等の製造経費を1%以上削減。 5%以上削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・肉骨粉等1kg当たりの製造経費が34.5円以下26.5円/kg・・・・・・5ポイント28.5円/kg・・・・・・4ポイント30.5円/kg・・・・・・3ポイント32.5円/kg・・・・・・・2ポイント34.5円/kg・・・・・・1ポイント

(注)成果目標で「販売額増加」を選択する場合の要綱第8の評価における価格補正については、次の考え方に基づき行うこととする。 補正後の販売金額=実績の販売単価×補正係数×実績の数量

補正係数 = 地域(県又は国)の事業実施前年度の販売単価(<u>※</u>) 地域(県又は国)の目標年度の販売単価(<u>※</u>)

※ 地域(県又は国)の販売単価については、地方卸売市場の取引価格や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等により把握する。 ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときには、価格補正を行わないものとする。

別表2 (食品流通の合理化)

「達成すべき成果目標基準」をいずれか2つまで選択できることとし、うち1つは取組に対応した類別の中から選択するものとする。なお、共同物流拠点施設整備の場合は、「達成すべき成果目標基準」のうち1つは類別「物流効率化」の中から選択するものとする。

類別	達成すべき成果目標基準	ポイント		
品質・衛生管 理高度化	【環境負荷の軽減】 ・売場施設(共同物流拠点施設の荷捌き場を含む。)における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下	・指数値の平均が 27.4以下・・・7ポイント 27.5~41.7・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う(1つの類別内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一の類別内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。)。	
	【物品鮮度の保持】 ・低温売場(共同物流拠点施設の荷捌き場の中に設置する低温区画を含む。)における販売率 (低温売場での販売金額/全売場での販売金額)が低温売場面積率(低温売場面積/全売場面積)を1.8ポイント以上超過		・中央卸売市場が食品等の流通の合理化及 び取引の適正化に関する法律(平成3年 法律第59号)第5条第1項に基づく認定 を受けた食品等流通合理化計画(以下こ の表において「認定計画」という。)に従って品質衛生管理高度化に係る施設の整 備を実施する場合	
	【物品評価の改善】		・・・8ポイント加算	
	・全国を100とした場合の卸売単価(販売金額/ 販売数量)の指数値が施設整備前の値を1.2ポ イント以上超過	・超過ポイント数が 2.4以上 ・・・・7ポイント 1.2~2.3 ・・・・3ポイント	・天災等により被災した施設の整備を実施 する場合 ・・・8ポイント加算	
	※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。		・民間活力を活用するPFI選定事業者が 事業を実施する場合 ・・・4ポイント加算 ・出荷者及び実需者と連携し卸売市場品質 ・衛生管理高度化マニュアルに基づく規 範に即した取組を実施している場合又は 実施することが確実である場合 ・・・8ポイント加算	
	・廃棄される物品の量を15.3%以上削減	・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3~39.4%・・3ポイント		
	【マニュアルに基づく管理の高度化】		・卸売業者、仲卸業者の新規参入が行われ	
	・卸売市場品質・衛生管理高度化マニュアルに 基づく規範の策定及び実施(共同物流拠点に ついても当該マニュアルに基づき規範の策定 及び実施をするものとする。)	・卸売業者、仲卸業者及び物流業者が取り 組む品質・衛生管理についての規範を策定・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント	る場合又は行われることが確実である場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・カラ ・災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう事業継続計画(BCP)等を策定している場合若しくは策定することが確実である場合・・・・8ポイント加算	
物流効率化	【集荷力の向上】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上 ・・・7ポイント 0.7~4.5% ・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う(1つの類別内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一の類別内で2つの	
	【物流の迅速化】 ・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮	・作業時間の短縮率が 8.1%以上 ・・・7ポイント 1.2~8.0% ・・・3ポイント	「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。)。 ・中央卸売市場が認定計画に従って物流効率化に係る施設の整備を実施する場合	
	【物流コスト等の削減】		・・・8ポイント加算	

	・物流コストを1.1%以上削減	・物流コストの削減率が 1.9%以上 ・・・7ポイント 1.1~1.8% ・・・3ポイント	・天災等により被災した施設の整備を実施 する場合 ・・・8ポイント加算
	・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減	・処理コストの削減率が 8.1%以上 ・・・7ポイント 1.2~8.0% ・・・3ポイント	・民間活力を活用する P F I 選定事業者が 事業を実施する場合・・4 ポイント加算 ・卸売業者、仲卸業者の新規参入が行われ
	・施設の維持管理コストを1.3%以上削減	・維持管理コストの削減率が 14.2%以上・・・7ポイント 1.3~14.1%・・・3ポイント	る場合又は行われることが確実である場合・・・・・・・・4ポイント加算
	【積載率の向上】 ・共同物流拠点の入荷車両の積載率に対し、出荷時の積載率を10%以上向上 ※年間平均で算出すること。	・共同物流拠点の入荷車両の積載率に対 し、出荷時の積載率が 120%以上・・・7ポイント 110~119%・・・3ポイント	・災害等の緊急事態であっても継続的に生 鮮食料品等を供給できるよう事業継続計 画(BCP)等を策定している場合若し くは策定することが確実である場合 ・・・8ポイント加算
統合・連携	【統合による卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上 ・・・7ポイント 0.7~4.5% ・・・3ポイント	該当する以下のいずれか1つの加算を行う。 ・卸売市場統合・連携促進施設整備の取組のうち認定計画に従って実施する他の餌
	【市場間連携による卸売市場の機能強化】 ・目標年度における連携市場の取扱数量の合計 が推計値を0.7%以上超過(ただし、連携市場 間の転送に係る取扱数量は控除する。)		のうち認定計画に係る取組を実施する他の場合・・・8ポイント加算・天災等により被災した施設の整備を実施する場合・・・8ポイント加算・卸売市場統合・連携促進施設整備ののうち認定計画に係る取組による場合・・・4ポイント加算・卸売業者、仲卸業者の新規参入が行わる場合・・・4ポイント加算・災害等の緊急事態であるよう事態であるよう事態であるよう事態できるよう事態できるような場合・・・4ポイント加算・災害等の緊急事態できるような場合・・・8ポイント加算・ジャントの関係を発展を関係を対している場合・・・8ポイント加算・ジャントの関係を対している場合・・・8ポイント加算・ジャントの関係を対している場合・・・8ポイント加算
	【産地・実需者との連携による卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・7ポイント0.7~4.5%・・・3ポイント	
輸出促進	【輸出の拡大】	該当する以下のいずれか1つ又は2つ の加算を行う(1つの類別内で「達成す	
	・新規取組又は過去3年間で輸出実績がない場合は、当該市場における目標年度の取扱金額に占める輸出向け金額の割合が5%以上	・割合が 15%以上 ・・・・7ポイント 5~14.9%・・・・3ポイント	べき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一の類別内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。)。
	・既に輸出実績がある場合は、目標年度における輸出金額1億円以上、かつ、目標年度における輸出金額が推計値(過去の複数年度における輸出金額を基に算定する目標年度の推計値とする。)又は過去の輸出実績の最高値のい	2.0倍以上・・・7ポイント	・認定計画に従って輸出促進に係る施設の整備を実施する場合 ・・・8ポイント加算・輸出促進のための協議会等に参画してい

	ずれか高い値の1.5倍以上超過		る場合又は参画予定の場合
			・・・8ポイント加算
			・当該市場又は共同物流拠点施設を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合・・・・・・・8ポイント加算
			・当該市場を経由した海外への試験輸出の 実績がある場合・・・・4ポイント加算
			・当該整備により輸出品目を追加(新規の取組の場合、2品目以上)する場合・・・4ポイント加算
			・輸出対象品目に係るPR活動を実施している又は実施予定の場合 ・・・4ポイント加算
			・・・4かイント加昇
			・予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合 ・・・4ポイント加算
			・・・4かイント加昇
			・卸売業者、仲卸業者の新規参入が行われる場合又は行われることが確実である場合・・・・・・・・・4ポイント加算
			・グローバル産地づくり推進事業に卸売市 場関係者が参画している場合又は参画す スことが確実でなる場合
			ることが確実である場合 ・・・4ポイント加算
			・災害等の緊急事態であっても継続的に生 鮮食料品等を供給できるよう事業継続計 画(BCP)等を策定している場合若し くは策定することが確実である場合 ・・・8ポイント加算
防災対応	【耐震・防災性能の向上】		以下の①、②それぞれの欄より該当する
	・耐震補強の整備後に、官庁施設の総合耐震・ 対津波計画基準における構造体の耐震安全性 分類Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ類のいずれかの耐震安全性の 目標を満たすこと	分類 I	いずれか1つ又は2つの加算を行う。
			①
			・災害対策基本法(昭和36年法律第223号) 第40条第1項に基づく都道府県地域防災計
		・・・・3ポイント	画又は同法第42条第1項に基づく市町村地域防災計画の物資輸送等に関する計画に
	・施設の防災対応に係る整備を実施	・施設の防災対応に係る整備と併せて防災 設備を設置することにより、建築基準関 係規定の基準を満たしている場合 ・・・・8ポイント	おいて、災害時に緊急物資等の輸送拠点として活用することとされている卸売市場において卸売市場防災対策施設整備の取組を行う場合・・・・8ポイント加算
		・BCPに即した非常用電源の整備を実施 し、卸売市場の生鮮食品等の安定供給を 確保する場合・・8ポイント	・新耐震基準(昭和56年6月1日以降の建築 基準)前の施設において認定計画に従っ て卸売市場防災対策施設整備の取組を行 う場合
			・・・8ポイント加算
			・大規模地震対策特別措置法(昭和53年法 律第73号)等の地震防災対策関係法令に 基づき地震防災に関する対策を強化又は 推進する必要がある地域等に開設してい
			る卸売市場である場合

	・・・8ポイント加算
	・構造耐震指標がIs<0.3又はIw<0.7の施設において認定計画に従って卸売市場耐震化施設整備の取組を行う場合・・・8ポイント加算
	・災害等の緊急事態であっても継続的に生 鮮食料品等を供給できるよう事業継続計 画(BCP)等を策定している場合又は 策定することが確実である場合 ・・・8ポイント加算
	・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法 (平成25年法律第95号)第13条に基づ く国土強靱化地域計画に当該卸売市場が 位置付けられている場合 ・・・8ポイント加算
	・重要インフラの緊急点検を実施した卸売 市場が認定計画に従って非常用電源の整 備の取組を行う場合 ・・・・9ポイント加算 ②
	・災害時における他市場等との連携協定等 を策定している場合又は策定することが 確実である場合・・・・3ポイント加算

別表3 (特別加算ポイント)

別表 1 及び別表 2 に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合は、いずれか 1 つのポイントを加算できるものとする。 ただし、別表 1 から別表 3 までのポイントの合計は 31 ポイントを上限とする。

ただし、この場合は、別表1-2-①においてGAP認証の取得に関する項目を選択することはできないものとする。

(自給飼料増産加算ポイント)

自給飼料増産加算ポイントの内容

要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の工の取組については、都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画において、飼料の自給率の向上に関する事項の計画が定められており、かつ、目標の飼料自給率が現在の飼料自給率より向上する計画を策定している地区の場合は1ポイントを加算できるものとする。

(GAP認証取得等加算ポイント)

GAP認証取得等加算ポイントの内容

要綱別表1のIのメニュー欄の1の取組については、受益農業者の1割以上又は受益面積の1割以上が、GAP認証(GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP(農産物)又はJGAP(家畜・畜産物)をいう。)を取得している場合は1ポイント加算できるものとする。

(持続的生産強化対策の「産地営農体系革新計画」との連携加算ポイント)

持続的生産強化対策の「産地営農体系革新計画」との連携加算ポイントの内容

要綱別表1のIのメニューの欄の1の取組については、持続的生産強化対策事業のうち「次世代につなぐ営農体系確立支援事業」により産地営農体 系革新計画(以下、「革新計画」という。)を策定した産地であり、かつ、当該革新計画において、事業実施主体による施設整備に関する事項が定め られている場合は1ポイント加算できるものとする。

(輸出事業計画(GFPグローバル産地計画)との連携加算ポイント)

「輸出事業計画 (GFP グローバル産地計画)」との連携加算ポイントの内容

要綱別表1のIのメニュー欄の1から2までの取組については、「輸出事業計画(GFP グローバル産地計画)」(輸出事業計画(GFP グローバル産地計画)の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)により策定し、農林水産大臣が認定した計画をいう。)において、事業実施主体による施設整備に関する事項が定められている場合は1ポイント加算できるものとする。

(実質化された人・農地プラン加算ポイント)

実質化された人・農地プラン加算ポイントの内容

施設等の受益地の全て(施設等の受益地が広域(県域や複数の市町村の区域等)に及ぶ場合はおおむね全て)において既に実質化された人・農地プランが策定されている場合には、1ポイントを加算できるものとする。

(輸入農畜産物の国産への切替えの推進加算ポイント)

輸入農畜産物の国産への切替えの推進加算ポイントの内容

事業で整備した施設における対象品目の取扱量の過半について、加工業務用の原材料として供給する3年以上の基本契約(対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。)を事業実施主体と輸入農畜産物から国産へ切り替えようとする実需者で契約している場合には、1ポイントを加算できるものとする。

別表4 (都道府県加算ポイント)

別表1から別表3までに定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

ただし、別表1から別表4までのポイントの合計は32ポイントを上限とする。

都道府県加算ポイントの内容

事業実施主体が策定する事業実施計画について、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した場合には、産 地競争力の強化及び食品流通の合理化の各メニューから加算対象とすることができることとする(ただし、強くしなやかな国民生活の実現を図るため の防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年法律第 95 号)第 13 条に規定する国土強靱化地域計画に卸売市場が位置付けられている場合に あっては、その選択において配慮するものとする)。

この場合においては、各メニューごとに各都道府県において加算する1年度当たりのポイントは2ポイント(北海道にあっては、3ポイント)に、 第2及び第3に定めるところにより算出したポイントを加算ポイントとし、加算対象となった事業実施計画に対して加算できるものとし、都道府県に おいて優先的に事業採択に努めるものとする。

ただし、過去に実施した産地基幹施設等支援タイプの成果目標の一部又は全部が達成されておらず、都道府県から要綱第8の3による改善措置の指

導をうけている事業実施主体の事業実施計画(交付要望額を5パーセント減じて要望するものを除く。)は、加算対象とすることができないこととし、 強い農業づくり交付金要綱に基づき実施した事業についても、同様の取り扱いを行うものとする。

別表5(担い手等加算ポイント)

別表1から別表4に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合は、いずれか1つのポイントを加算できるものとする。 ただし、別表1から別表5までのポイントの合計は35ポイントを上限とする。

(担い手加算ポイント)

担い手加算ポイントの内容

次に掲げる取組については、3ポイント加算できるものとする。

- (1) 農業者のみが事業実施主体となる場合、事業参加者の全員が実質化された人・農地プランの「中心経営体」又は担い手(認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。)、集落営農(集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいう。)及び基本構想水準達成者(年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなすことのできる経営体をいう。)をいう。以下同じ。)であること。
- (2) 農業者以外を含む事業実施主体の場合、事業の受益面積の7割以上が担い手のものであること又は事業の受益面積における担い手への農地集積率が、都道府県の担い手への農地集積率より2割以上高いものであること(ただし、都道府県知事が地域や品目の実情を踏まえ、必要と判断する場合は、対象に「担い手」のほか、実質化された人・農地プランの「中心経営体」を含めることができるものとする。)。
- (3) 要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエ、要綱別表1のIのメニューの欄の1の(2)のエ及びカの施設について、当該施設を利用する農業者の5割以上が担い手であること、処理等される家畜等の5割以上が担い手から出荷されたものであること又は生産される種畜等の配布・販売先農家で飼養されている家畜の2割以上が担い手であること(ただし、産地食肉センターの整備にあっては、当該施設の立地する都道府県、市町村又は施設利用者の属する生産者団体等が、畜産の担い手育成を促進するための計画を作成すること。)。

(農地中間管理機構との連携強化加算ポイント)

農地中間管理機構との連携強化加算ポイントの内容

直近1年(事業実施の前年1月から12月までの間をいう。)の「施設の受益者における規模拡大面積」に対する「農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下「機構」という。)による担い手への新規集積面積」の占める割合が5割以上の取組について、3ポイントを加算できるものとする。

(判定方法)

施設の受益者(担い手)の農作物の作付における機構新規集積面積の計 施設の受益者の農作物の作付の規模拡大面積の計 ≥5割

別表6(優先枠加算ポイント)

別表 1 から別表 5 に定めるポイントに加え、以下の取組を行う場合は、いずれか 1 つの取組についてポイントを加算できるものとする。 ただし、別表 1 から別表 6 までのポイントの合計は 37 ポイントを上限とする。

優先枠加算ポイントの内容

次に掲げる(1)及び(2)の取組(要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の取組を行う場合に限る)又は要綱別表1の(2)のアから工までの取組を行う場合には、それぞれの取組について事業実施計画をポイントの高い順(同一ポイントの場合は、配分前交付金要望額の小さい順)に並べ、その結果、優先枠の予算の範囲内である事業実施計画については、5ポイント(ただし、水田農業の高収益化においては、事業完了後6年以内に畑地化する水田を含まない事業実施計画は3ポイント)加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。

(1)中山間地域の競争力強化に向けた体制整備の取組

中山間地域の競争力強化加算ポイントの内容

次のア及びイの事項を記載した対象となる地域における地域別農業振興計画(中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知)に基づく地域別農業振興計画をいう。)を策定し、中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の

施設の整備を行う場合。

- ア 現状と課題
- イ 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針

(2) 重点政策推進の取組

(水田農業の高収益化の取組)

加算ポイントの内容

水田農業の高収益化に向けた体制整備のため以下の全ての要件を満たし、水田における高収益作物(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「経安実施要綱」という)IVの第2の6の(3)の(注1)に規定する高収益作物をいう。以下同じ。)及び飼料向けの子実用とうもろこしの導入・定着に計画的に取り組む産地において必要となる施設等の整備する場合。

- ア 水田における高収益作物及び飼料向けの子実用とうもろこしの導入・定着を図るため、本事業による整備内容等を記載した水田農業高収益化推進 計画(令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知)に基づ く水田農業高収益化推進計画をいう。)が地方農政局長等により承認されていること。
- イ 水田が受益面積の過半を占めること。なお、水田とは、経安実施要綱の別紙1に定める交付対象水田をいい、事業完了後6年以内に畑地化(経安 実施要綱の別紙1に定める交付対象水田からの除外をいう。以下同じ。)するものを含む。

なお、整備できる施設については、以下のものに限るものとする。

- (1) 野菜、果樹及び花きを対象とした耕種作物小規模土地基盤整備、育苗施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、農作物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、有機物処理・利用施設、農業廃棄物処理施設整備及び用土等供給施設(花きに限る。) の整備。
- (2) 畑作物・地域特産物を対象とした耕種作物小規模土地基盤整備、育苗施設、乾燥調製施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、農作物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設及び有機物処理・利用施設の整備。
- (3)土地利用型作物(豆類)を対象とした耕種作物小規模土地基盤整備、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷 貯蔵施設及び産地管理施設の整備。
- (4) 飼料向けの子実用とうもろこしを対象とした水田飼料作物作付条件整備。

(農福連携の取組)

加算ポイントの内容

障害者の雇用等の農福連携の取組、以下の要件を満たし、かつ障害者の雇用等の農福連携の取組を通じ、産地の収益力強化を図る取組に必要となる 施設等を整備する場合。

農福連携の取組を実施する場合には、1名以上障害者を雇用(施設完成直後に1名以上障害者を雇用し、その障害者が農作業に従事することが確実な場合も、これに該当するものとする。) し、その障害者が農作業に従事しているものとする。

なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は、委託する作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障害者を雇用とみなすことができるものと する。

ただし、障害者雇用促進法に基づき、障害者雇用義務のある事業実施主体においては、法定雇用率を達成し、かつ、雇用している障害者のうち1名以上が農作業に従事している、又は施設完成直後に農作業に従事することが確実な事業実施主体に限るものとする。

(スマート農業の実践の取組)

加算ポイントの内容

要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の取組のうちスマート農業の実践を行う場合。

(有機農業の取組)

加算ポイントの内容

要綱別表1の1のメニューの欄の1の(1)の取組のうち有機農業の取組を行う場合。

(土づくり(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)の取組)

加算ポイントの内容

要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)の取組のうち土づくり(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)の取組を行う場合。